

2011 年 12 月 19 日

各 位

T A C 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 齋 藤 博 明
(コード番号 4319 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 IR 室長 鎌 田 浩 嗣
電 話 番 号 0 3 - 5 2 7 6 - 8 9 1 3

企業統治(コーポレート・ガバナンス)の見直しに関する提言

一企業のトップマネジメントによる不正問題が、わが国の企業のガバナンスのあり方について議論(法務省法制審議会会社法制部会「会社法制の見直しに関する中間試案(案)」)を巻き起こしています。独立的な第三者として期待される社外役員(社外取締役および社外監査役)を想定どおりに機能させ、企業トップの監視をする役割を担うためには、(1)取締役としての能力や資質が担保される、(2)誠実性や倫理観が保持可能な仕組み、の双方が有効に機能する仕組みの導入が必要となります。

TAC 株式会社は、わが国のガバナンスの信頼を回復・向上させるために、次の2つの提言をいたします。

【提言 1】 現行会社法制度の維持・強化のための提言

取締役会の監督機能の強化にあたり、現行会社法における監査役会設置会社の社外監査役として、1人以上の会計専門家(公認会計士又は税理士)の選任を義務付ける。

【提言 2】 法務省法制審議会会社法制部会「会社法制の見直しに関する中間試案(案)」(平成 23 年 12 月 7 日公表)への提言

取締役会の監督機能の強化にあたり、社外取締役の義務付け又は監査・監督委員会設置会社制度の導入(委員の過半数は社外取締役)が検討されているが、社外取締役が義務付けされる場合には、会計専門家(公認会計士または税理士)1人以上の選任を義務付ける。

【理由】

(1) 企業不祥事には“不正会計”が伴うことが多い

“不正会計”そのものを目的として行われる不正はもちろんのこと、不正会計を第一義的な目的としていない場合でも、企業で起こるさまざまな不祥事は、(単なる違法行為だけでなく)結果として“不正会計”を伴うことが多い。そのため、弁護士を含む単なる独立社外役員というだけでは、これを察知し防止することが難しい。

(2) 近年の不正会計は複雑化・巧妙化している

不正は外部の専門家を利用あるいは専門家の意見を聞き行われることも少なくなく、その手口は巧妙化・複雑化している。また、企業会計や税にまつわる法令・規則等は、毎年のように改正・制度の新設が行われており、タイムリーにこれらをキャッチ・アップし、知識を常に最新の状態に保つことは容易ではない。そのため、企業会計に精通した専門家としての公認会計士・税理士が、社外取締役として取締役会の監督を行うことの意義は大きい。

(3) 公認会計士・税理士には高い倫理観が期待できる

公認会計士・税理士には、公認会計士法・税理士法において業務遂行にあたり倫理観を保つことが求められている（公認会計士法 1 条の 2、税理士法 1 条）。さらに、これらに違反して公認会計士・税理士の信用を失墜するような行為をした場合等の罰則規定も置かれており、資格の剥奪という厳罰が下されることもあり得る。公認会計士・税理士の倫理観は形式的な側面からも実質的な側面からも担保されており、取締役会の監督機能強化という法改正の趣旨に合致するものである。

(4) 会社法制見直しの趣旨に合致する

今般の会社法制見直しにおいては、取締役会の監督機能強化という目的を達成するための法律上の枠組みとして、①社外取締役の義務付け及び②監査・監督委員会設置会社制度の新設が議論されているが、その背景には企業のガバナンスに第三者の目を入れるという基本的な考え方があると推察される。

この点、現行制度においても監査役会設置会社には、過半数の社外監査役の設置が義務付けられており、形式的な枠組みとしては備わっている。しかし、実際には制度の運用面において社外監査役が十分に機能していないと疑われるケースが少なくない。これには様々な原因があると考えられるが、一つには、現行の会社法が“社外性”のみを求めており、会社機関としての能力的な要件を求めていることがある。【提言 1】にあるように、社外監査役の要件を強化し会計専門家(公認会計士または税理士)を社外監査役という形で関わらせることとすれば、より専門的な視点から取締役会の監督を行うことが可能となり、今般の会社法制見直しの趣旨に合致する。

(参考：会社法制の見直しに関する中間試案(案)の要約)

1. 社外取締役の選任義務付け

【A 案】監査役会設置会社(公開会社であり、かつ大会社である者に限る)において、1 人以上の社外取締役の選任を義務付ける

【B 案】金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない株式会社において、1 人以上の社外取締役の選任を義務付ける

【C 案】現行法の規律を見直さない

2. 監査監督委員会設置会社制度

自ら業務執行しない社外取締役を複数置くことで業務執行と監督の分離を図りつつ、そのような社外取締役が、監査を担うとともに、経営者の選定・解職等への決定への関与を通じて監督機能を果たすための制度として以下のような機関設計を認める

- ・ 監査・監督委員会の設置
- ・ 監査・監督委員会は、委員 3 人以上
- ・ 監査・監督委員会の委員は取締役で、その過半数は社外取締役
- ・ 監査・監督委員である取締役は、その他の取締役とは別に株主総会の決議によって選任

本件に関するお問合せ先：

取締役 福岡 広信 03-5276-8913

以 上

平成23年12月19日

T A C 株式会社
代表取締役社長 齋藤 博明

【提言1】現行会社法制度の維持・強化のための提言

『社外監査役に会計専門家の起用を！』

～社外監査役に会計専門家の選任を求める4つの理由～

◎ 会社法見直しの目的はガバナンスの強化

現行会社法において、監査役会設置会社には過半数の社外監査役の設置が義務付けられているが、この社外監査役が十分に機能していないと疑われるケースが少なくなく、その原因の一つには、現行の会社法が“社外性”のみを求めており能力的な要件を求めていることが考えられる。社外監査役の要件を強化し、会計専門家を社外監査役という形で関わらせることとすればガバナンスの強化が期待でき、今般の会社法制見直しの趣旨に合致する。

◎ 企業不祥事には、“不正会計”が伴うことが多い

“不正会計”そのものを目的として行われる不正はもちろんのこと、不正会計を第一義的な目的としない場合でも、企業で起こるさまざまな不祥事は、(単なる違法行為だけでなく)結果として“不正会計”を伴うことが多い。

◎ 高度に複雑化した“不正会計”は、会計専門家でなければ発見できない

不正は外部の専門家を利用あるいは専門家の意見を聞き行われることも少なくなく、その手口は巧妙化・複雑化している。また、企業会計や税にまつわる法令・規則等は、毎年のように改正・制度の新設が行われており、タイムリーにこれらをキャッチ・アップし、知識を常に最新の状態に保つことは容易ではない。

◎ 公認会計士・税理士には、高い倫理感(会社からの独立性)を期待できる

公認会計士・税理士には、公認会計士法・税理士法において業務遂行にあたり倫理観を保つことが求められている(公認会計士法1条の2、税理士法1条)。さらに、これらに違反して公認会計士・税理士の信用を失墜するような行為をした場合等の罰則規定も置かれており、資格の剥奪という厳罰が下されることもあり得る。

【提言2】会社法制の見直しに関する中間試案への提言

『社外取締役に会計専門家の起用を！』

～企業統治に関わる者に会計専門家が必要な3つの理由～

◎ 企業不祥事には、“不正会計”が伴うことが多い

“不正会計”そのものを目的として行われる不正はもちろんのこと、不正会計を第一義的な目的としない場合でも、企業で起こるさまざまな不祥事は、(単なる違法行為だけでなく)結果として“不正会計”を伴うことが多い。

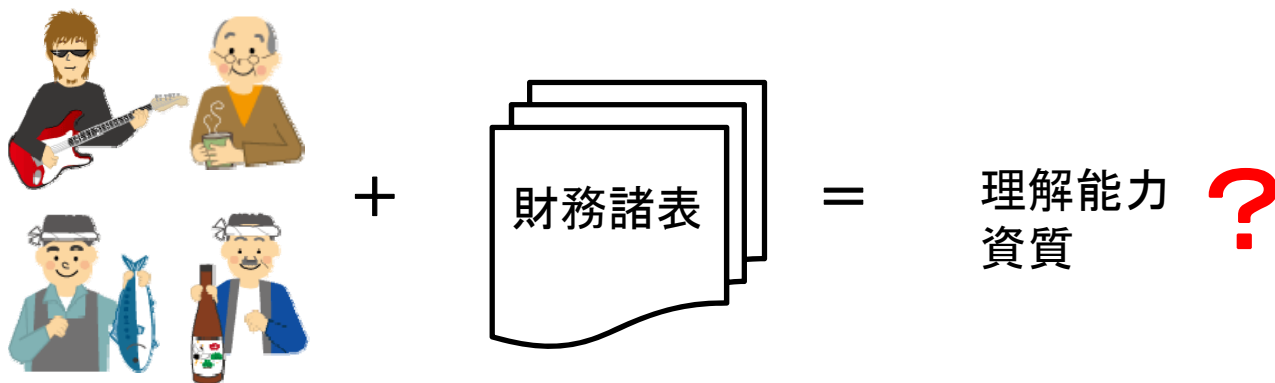
◎ 高度に複雑化した“不正会計”は、会計専門家でなければ発見できない

不正は外部の専門家を利用あるいは専門家の意見を聞き行われることも少なくなく、その手口は巧妙化・複雑化している。また、企業会計や税にまつわる法令・規則等は、毎年のように改正・制度の新設が行われており、タイムリーにこれらをキャッチ・アップし、知識を常に最新の状態に保つことは容易ではない。

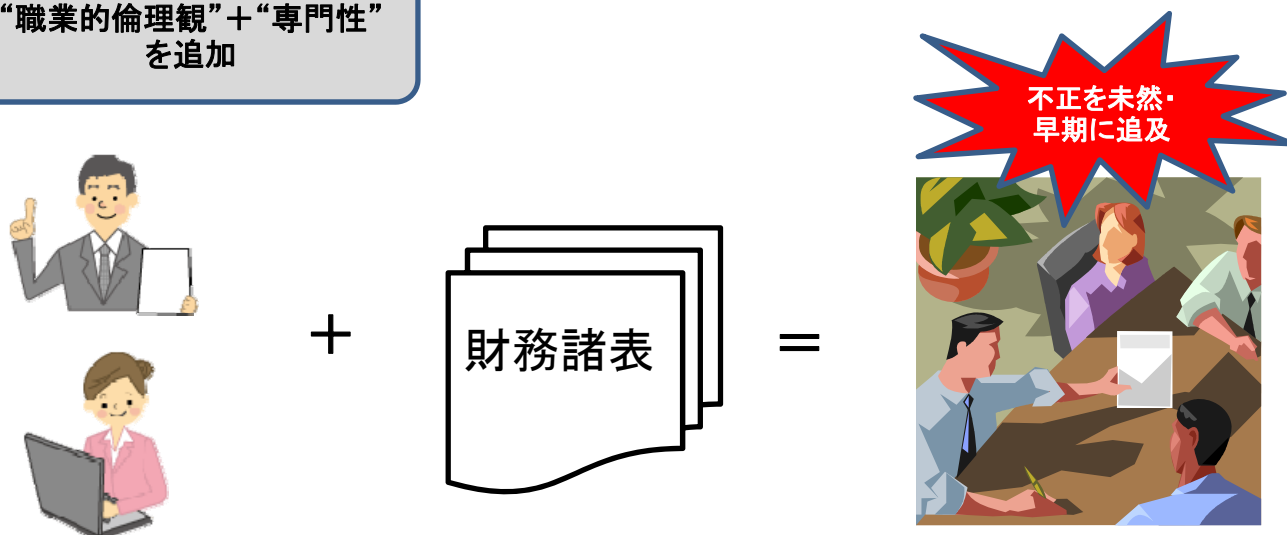
◎ 公認会計士・税理士には、高い倫理感(会社からの独立性)を期待できる

公認会計士・税理士には、公認会計士法・税理士法において業務遂行にあたり倫理観を保つことが求められている(公認会計士法1条の2、税理士法1条)。さらに、これらに違反して公認会計士・税理士の信用を失墜するような行為をした場合等の罰則規定も置かれており、資格の剥奪という厳罰が下されることもあり得る。

“社外性”のみだと...



“職業的倫理観”+“専門性”
を追加



【現行会社法における社外取締役の定義】

「株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものをいう」(2条15項)

つまり、

過去～現時点まで、会社(子会社含む)の取締役・使用人等になったことがない者